

第7 新しい総合事業サービス請求にかかる留意事項

1 使用する本市のサービス種類コードについて（案）

本市では、サービス種別ごとに、次のサービス種類コードで請求を行うこととなります。

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A 1	新しい総合事業のみなし指定を受けた事業者（平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業者）
	A 2	本市の予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A 5	新しい総合事業のみなし指定を受けた事業者（平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業者）
	A 6	本市の予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者 ※新設の要支援 2 の方が週 1 回程度利用した場合の項目コードは、のみなし指定の事業者も使用する。
生活支援型訪問サービス	A 3	生活支援型訪問サービスの指定を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A 7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定を受けた事業者

※ A 3、A 7 のサービスコードで請求を行う場合の留意点

A 3 及び A 7 については、給付率によって、サービス項目コードが異なります。同じサービス内容であっても、1 割負担者と 2 割負担者のサービス項目コードが異なりますのでご注意ください。負担割合については、介護保険負担割合証による確認をお願いします。

また、請求明細書に、給付率の記入は不要となりますが、各サービス項目コードに定められた給付率で計算し、事業費請求額を算出することとなります。

本市のサービスコード表については、平成 28 年 3 月下旬頃「NAGOYA かいごネット」に掲載を予定していますのでご確認をお願いします。

2 要支援認定者の新しい総合事業移行の確認について

既に要支援認定のある方は、要支援認定の有効期間の末日が、平成 28 年 5 月 31 日の方から、順次、移行していきます。また、平成 28 年 5 月 2 日以降に新規認定申請を行った方は、平成 28 年 6 月サービス利用分より、新しい総合事業へ移行することとなります。

被保険者証をご確認いただき、認定有効期間の開始年月日が、平成 28 年 5 月 2 日以降の利用者については、認定有効期間の開始年月日以降のサービス利用（平成 28 年 6 月以降の利用に限る。）は新しい総合事業サービスコードでの請求となります。

また、いきいき支援センターから提供されるケアプラン（写）に記載の「サービス種別」による確認も併せて行っていただきますようお願いいたします。